

H26.2.1



吉野町マスコットキャラクター等
デザインガイドライン

吉野町



はじめに

吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」は、平成23年11月に、吉野町の活性化や観光客誘致を町内外へアピールするために誕生しました。

引き続き、吉野に住んでいる町民の方々や観光・お仕事で吉野を訪れる方々に、魅力溢れる吉野をPRします。

本書は、吉野ピンクルを使用した商品の企画制作のガイドラインとして作成したものです。ご利用にあたっては、本書と併せて吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」の使用に関する要綱もご参照いただき事前の使用承認申請をお願いします。



名 前：吉野 ピンクル
出身地：奈良県吉野町
（吉野の桜から生まれた桜の妖精）
誕生日：11月6日
性 格：優しくていつもニコニコ吉野の桜と吉野に住んでいるみんなが大好き
特 技：出会った人を笑顔にすること

吉野町のマスコットキャラクター「吉野ピンクル」は、吉野の桜の妖精です。ピンクルは、町民や観光客の皆さんに愛されるキャラクターをめざして、吉野町の魅力をPRするためにイベントなどに登場します。ピンクルを見かけたときは、気軽に声をかけてくださいね。



イラスト・ロゴ及び著作権表示について

・「吉野ピンクル」のロゴは左記の3種類のみ使用可能です。

・マスコットキャラクターを使用する場合は必ず許諾番号（「©吉野町 吉野ピンクル#●●●●」又は、「©yoshino town.yoshino pinkl#●●●●」）と表記します。これらは著作権を表示するものです。出来るだけマスコットキャラクターに近い場所に表示してください。

例



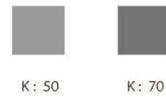
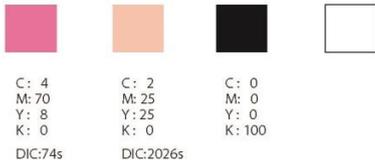
©吉野町 吉野ピンクル#0000

マスコットキャラクター	レイアウト例
	傾けての利用は可です。
マスコットキャラクターロゴ（四角1） 	
マスコットキャラクターロゴ（四角2） 	
マスコットキャラクターロゴ（丸） 	



カラー規程・サイズについて

マスコットキャラクターは、本書ポーズバリエーションを使用して、以下の指定色でご使用ください。



吉野ピョンクル*

吉野
ピョンクル*





ポーズバリエーション

使用いただけるバリエーションは8種類です。

- ・カラーやサイズの規定、使用禁止例、キャラクターロゴとの組み合わせ等の使用規定等に関しては使用要綱等に準じます。
- ・マスコットキャラクターを使用する場合は必ず ©YOSHINO town と表記します。これらは著作権を表示するものです。出来るだけマスコットキャラクターに近い場所に表示してください。推奨書体は、MSPゴシックです。



(1)



(2)

(3)



(4)



(5)



(6)





禁止事項

・マスコットキャラクターのデザインは、変形したり省略してはいけません。
必ず、前述の色・形・表情などを守ってください。

※下記のデザインのように使用することはできません。

×比率の変更



×体の一部分の変形



×色の変更





使用上の注意点

- ・「吉野ピンクル」という名称を商品名・会社名等に使用することはできません。
- ・キャラクターに特定の企業・団体や商品を持たせることはできません。
ただし、吉野町を代表する特産品や農産物などは可能です。
- ・特定の商品をPRするような表現はできません。
- ・キャラクターに、特定の企業名や団体名・商品名などが入った服、タスキ等などを身に付けることはできません。
(デザインで特定できるようなものも使用不可です。)
- ・許諾番号が商品に直接印刷できない場合は、包装等に掲載することが可能です。

※個別の企業や団体、商店、商品の応援はできません。
デザインガイドラインに従って、正しくご利用ください。

使用例

